

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2024.09.08施行省令等対応 (1 / 1)

次に掲げる貨物 (2の項の中欄に掲げるものを除く。) であつて、
経済産業省令で定める仕様のもの

6-(8) フィードバック装置、複合回転テーブル
又は加工中に中心線の他の軸に対する角度
を変更することができるスピンドル

〔省令〕第5条 輸出令別表第1の6の項の

経済産業省令で定める仕様のものは、
次のいづれかに該当するものとする。

| | | | | |
|--|--|------------------------|------------------|-------|
| | | 貨物名: | | |
| | | メーカー名: | | |
| | | 型及び銘柄: | | |
| | | 判定欄 | 注釈 | 記入欄 |
| 〔省令〕第5条 輸出令別表第1の6の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいづれかに該当するものとする。 | | 該当 ○ 非該当 × 対象外 — | | |
| 八 测定装置 (工作機械であつて、測定装置として使用することが できるものを含む。以下この条において同じ。)、 位置のフィードバック装置又は測定装置の電子組立品であつて、 次のいづれかに該当するもの (第二号又は第三号に該当するものを除く。) | | 【】 | ※注 《》 〔〕除外 | |
| ロ 直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置 又は測定装置の電子組立品であつて、次のいづれかに該当するもの (一) 及び (二) にあっては、レーザー干渉計 及びレーザーを用いた光学エンコーダを除く。) (二) 工作機械用に特に設計した直線上の位置のフィードバック装置 であつて、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の 有効測定長さの10万分の6パーセントに0.0008ミリメートル を加えて得た数値未満のもの | | 〔〕 《》 〔〕除外 | | 数値() |
| ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置 又は角度の変位を測定する装置であつて、 角度の精度が0.9角度秒以下のもの (平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械 (オートコリメータを含む。) を除く。) | | 〔〕 《》 〔〕除外 | | 数値() |
| 十 複合回転テーブル又は加工中に中心線の 他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、 工作機械用に設計したものうち、 次のいづれかに該当するもの | | 【】 | | |
| イ 削除 | | | | |
| ロ 削除 | | | | |
| ハ 複合回転テーブルであつて、 次の(一)及び(二)に該当するもの (一) 旋削、フライス削り又は研削をすることができる 工作機械用に設計したもの (二) 輪郭制御のために同時に制御することができるよう 設計した2つの回転軸を有するもの | | 〔〕 〔〕 〔〕 | | |
| ニ 加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができる スピンドルであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの (一) 旋削、フライス削り又は研削をすることができる 工作機械用に設計したもの (二) 輪郭制御のために同時に制御することができるよう 設計したもの | | 〔〕 〔〕 〔〕 | | |
| | | 判定結果 | □該当 | □非該当 |

作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ)
氏名 _____ 印 _____

電話 _____

該当項番

① 輸出令別表第1の項番 []

② 貨物等省令の条項号等の番号等 []

[]

[]

※注：貨物等省令第5条第八号イ、ロ(一)、ロ(三)、ロ(四)、ニは、
輸出令別表第1の6の項(6)で該非判定を行うこと。